

○国立大学法人埼玉大学インターネット公有財産売却に 関する誓約書について

令和元年 7 月 12 日
経 理 責 任 者 裁 定

国立大学法人埼玉大学契約事務取扱細則第 57 条の規定に基づき、インターネット財産売却システムによる一般競争入札を実施するために必要となる誓約書を次のとおり定め、公有財産売却の参加を希望する者から記名押印のうえ提出させることとする。

誓約書

以下を誓約いたします。

国立大学法人埼玉大学の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、公有財産売却ガイドラインおよび貴学における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴学の指示に従い、貴学に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴学に対し一切異議、苦情などは申しません。

第 1 私は、国立大学法人埼玉大学契約事務取扱細則第 4 条に規定する一般競争入札に参加させることができない者および第 5 条各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。

第 2 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。

- (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと
- (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること
- (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること
- (4) 契約の履行をしないこと
- (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と埼玉大学に認められること
- (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと
- (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること
- (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること

第3 私は、以下のいずれにも該当しません。また、この誓約が事実であることを確認するために、貴学に提出した公有財産売却一般競争入札参加申込書、本人確認書類その他の書類を、貴学が埼玉県警察その他の行政機関等に提供することに異議はありません。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続の申立をしている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしている者。
- (2) 法人税、消費税及び地方消費税など税金の滞納がある者。
- (3) 私自身または役員等（役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められる者。
- (4) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）または、暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
- (5) 私自身または役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
- (6) 私自身または役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- (7) 私自身または役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

第4 私は、貴学の公有財産売却に係る「国立大学法人埼玉大学インターネット公有財産売却ガイドライン」、「入札公告」、「入札説明書」、「売買契約書」の各条項を熟覧し、および貴学の現地説明、入札説明などを傾聴し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴学に対し一切異議、苦情などは申しません。

附 則

この誓約書は、令和元年7月12日から施行する。